



島根県報

平成20年 6 月20日 (金)
第 1,993 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報の一部改正	(総 務 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (2 件)	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に係る公聴会の開催	(森 林 整 備 課)	3
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	4
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	5
公 告		
公共測量の実施 (2 件)	(用 地 対 策 課)	5
島根県屋外広告物講習会の開催	(都 市 計 画 課)	6
公 安 規 則		
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	6
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(")	6

告 示

島根県告示第540号

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報 (平成14年島根県告示第798号) の一部を次のように改正し、平成20年 6 月20日から施行する。

平成20年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の島根県歯科技工士試験の項の次に次のように加える。

医学生地域医療奨学金貸与者 選考審査	得点及び順位	結果通知発送の日から 1 月間	"
しまね医学生特別奨学金貸与 者選考審査	"	"	"

表の調理師試験の項開示する内容の欄中「 " 」を「総合得点及び科目別得点」に改め、同項口頭により開示請求をすることができる期間の欄中「 " 」を「合格発表の日から 1 月間」に改める。

島根県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
えだクリニック整形外科リハビリテーション科	出雲市今市町藤ヶ森2074	平成20年6月2日
もり皮膚科クリニック	雲南市三刀屋町三刀屋1212番地63	平成20年6月1日

島根県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術機関の名称	所在地	指定年月日
ゆうへい鍼灸接骨院	益田市あけぼの本町5-15	平成20年6月4日

島根県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
江田 有史	出雲市今市町藤ヶ森2074	訪問看護	えだクリニック整形外科リハビリテーション科	出雲市今市町藤ヶ森2074	平成20年6月2日
江田 有史	出雲市今市町藤ヶ森2074	訪問リハビリテーション	えだクリニック整形外科リハビリテーション科	出雲市今市町藤ヶ森2074	平成20年6月2日

島根県告示第544号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55

条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
出雲駅前薬局	島根県出雲市今市町2070	平成20年 6 月 3 日

島根県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美 2 期（益田）地区茶屋ヶ曽根工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年 6 月20日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第546号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第 6 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成20年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

月 日	時 間	場 所	案 件
7 月17日	10時～	出雲市大津町1139 島根県出雲合同庁舎702会議室	ニホンジカ（メス）捕獲禁止区域の指定 について

島根県告示第547号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成20年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
松江市美保関町美保関253 上野 賢治
" 美保関町七類1832 - 1 作野 光之
" 美保関町笠浦467 杉谷 龍治
- (2) 加入区
美保関町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
告示の日から15日間
- (2) 縦覧場所
漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第548号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー新六日市店 鹿足郡吉賀町六日市951番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 益田市下本郷町206番地5
株式会社サンマート 代表取締役 田中 康男 山口県防府市大字新田1022番地3
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 道正
(変更後)株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 道正
(変更後)株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正
- (4) 変更の年月日
平成17年5月25日

2 届出年月日

平成20年6月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

吉賀町産業課(鹿足郡吉賀町柿木村柿木500番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第549号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
大田市	平成14年度～19年度	40枚	1冊	井田 3 - 1	平成20年 6 月10日
大田市	平成16年度～19年度	24枚	1冊	井田 3 - 2	平成20年 6 月10日
雲南市	平成17年度～19年度	41枚	1冊	須賀 1	平成20年 6 月10日
飯南町	平成16年度～18年度	36枚	1冊	花栗 3	平成20年 6 月10日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について出雲市湖陵町板津土地区画整理組合設立準備委員会代表から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（出雲市湖陵町板津土地区画整理事業）

2 作業期間

平成20年 6 月23日から平成25年 3 月31日まで

3 作業地域

出雲市湖陵町板津の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について出雲市長原土地区画整理組合設立準備委員会会長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第 14条第 3 項の規定により公告する。

平成20年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（出雲市長者原土地区画整理事業）
- 2 作業期間
平成20年6月23日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域
出雲市上塩冶町及び大津町の一部

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定に基づく島根県屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

平成20年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 講習会の目的
屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。
- 2 期日及び場所
期日 平成20年7月31日～8月1日
場所 松江市東津田町1741-1
島根県松江合同庁舎601会議室
- 3 受講申込受付期間
平成20年6月23日から平成20年7月25日まで
- 4 受講申込先
島根県土木部都市計画課又は隠岐支庁県土整備局・各県土整備事務所
- 5 受講申込用紙の請求先
島根県土木部都市計画課
- 6 受講手数料
3,910円（島根県収入証紙をもって納付のこと）

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月20日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第8号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号ア及びイ中「2輪又は3輪の自転車」を「2輪の自転車又は3輪の普通自転車」に改める。

第27条の2第4号を削る。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 6 月20日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第 9 号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の部中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

